

山口県ミニバスケットボール連盟 加盟・登録規定

(目的)

第1条 この規定は、山口県ミニバスケットボール連盟(以下、「連盟」という。)、山口県バスケットボール協会(以下、「県協会」という。)、日本ミニバスケットボール連盟(以下、「日本ミニ連盟」という。)、及び公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、「日本協会」という。)に加盟・登録する手続きなどを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次のとおり、定義する。

1. 加盟とは、チームが日本協会の定める会員登録管理システム(TeamJBA)を利用し、連盟の承認を得て、連盟、県協会、日本ミニ連盟、及び日本協会に加盟を完了することをいう。
2. 登録とは、競技者が日本協会の定める会員登録管理システム(TeamJBA)を利用し、連盟の承認を得て、連盟、県協会、日本ミニ連盟、及び日本協会に登録を完了することをいう。
3. 年度とは、毎年4月1日から、翌年3月31日までのことをいう。
4. チームとは、競技者が12歳以下の小学生児童(当該年度の4月2日以降に12歳になる児童)で、男女別々に、原則として単一学校で構成されたチームをいう。
5. 移籍とは、競技者が所属チームを変更することをいう。

(加盟・登録の義務)

第3条 連盟にて、ミニバスケットボール競技を行うチーム、及び競技者は、この規定に基づき、毎年度連盟、県協会、日本ミニ連、及び日本協会に加盟・登録しなければならない。ただし、年度をまたぐ大会に関してはこの限りではない。

(加盟チーム、及び登録競技者の権利)

第4条 加盟チーム、及び登録競技者は、連盟規約・規定に示す範囲において、次の権利を有する。

1. 連盟の施策に関与することができる。
2. 連盟主催、または共催する交歓大会に参加することができる。
3. 登録競技者の多いチームは、交歓大会に2チームの出場が認められることがある。この場合、事前に地区委員会の承認を得なければならない。ただし、同一種別内には出場できない。

(加盟チーム、及び登録競技者の義務)

第5条 加盟チーム、及び登録競技者は、連盟規約・規定に示す範囲において、次の義務を有する。

1. 加盟チーム、及び登録競技者は、次に定める加盟料・登録料を毎年4月末日までに、日本協会を通じて納入しなければならない。
 - (1) 加盟料(連盟加盟料 12,000 円、県協会加盟料 1,000 円、日本ミニ連加盟料 2,000 円、日本協会加盟料 1,000 円)
 - (2) 登録料(500 円×競技者数、3年生以下は無料)
2. 連盟、または共催する事業へ参加しようとするチームは、別に定める参加料を収めなければならない。

3. 連盟から県外大会へ推薦された場合、社会通念上、それを認めることが妥当と判断される理由がない限り、その大会へ参加しなければならない。

(二重登録の禁止)

第6条 競技者の登録は、1人1チームとし、二重登録を認めない。

(加盟・登録の手続き)

第7条 加盟・登録の手続きは、次のとおりとする。

1. 加盟・登録しようとするチーム、及び競技者は、毎年4月末日までに、加盟・登録の手続きを完了しなければならない。期日以降の加盟・登録は、その年度が終わるまで認められない場合がある。
 - (1) 県内に在住している、または県内の小学校に在籍している児童とする。
 - (2) 在籍小学校に加盟チームがある場合、そのチームに所属するものとするが、加盟チームがない場合は、適正な近隣チームに所属することができる。
2. チームの加盟・登録責任者が一括登録する場合、競技者から登録の承諾をとること。
3. チームの加盟・登録責任者は、加盟チーム名簿の作成のため、連盟所定の加盟届出書に必要事項を記入し、期日までに地区委員長に送付する。地区委員長は、確認後、事務局に送付する。
4. 期日以降に、新たに設立しようとするチーム、及び新たに登録しようとする競技者は、追加加盟・追加登録することができる。

(移籍)

第8条 移籍は、社会通念上、それを認めることが妥当と判断される理由がない限り、認めない。

1. 転居に伴い転校した場合、移籍することを原則とするが、現所属チームに留まることもできる。
2. これまで加盟チームがなかった学校や地域に新たにチームが設立された場合、移籍することを原則とするが、現所属チームに留まることもできる。
3. 単一学校の在籍児童のみでは活動できずに近隣の複数学校と統合する場合、主体校を決め、統合チームに学校単位で移籍することができる。ただし、連盟主催、または共催する交歓大会の1部に参加するチームは、4校までの構成を原則とする。(4校以内なら統合してもよいという解釈ではない。)
4. 所属チームが解散・廃部となった場合、適正な近隣チームに学校単位で移籍することができる。
5. 移籍を希望する場合、登録競技者は現所属チームの同意を得て、登録抹消競技者は登録抹消時の所属チームを旧所属チームとし、旧所属チームの同意を得て、連盟所定の移籍申請書に必要事項を記入し、地区委員長に送付する。特別の事情がない限り、現所属チーム、または旧所属チームは、同意しなければならない。
6. 地区委員会の審議・議決を得て、地区委員長は、常任理事会に上申する。
7. 常任理事会の審議・議決を得て、移籍を認められる場合がある。

(審査、及び違反に対する処分)

第9条 審査、及び違反に対する処分は、次のとおりとする。

1. 加盟・登録に関する審査は、この規定に基づき、地区委員会が行い、連盟の承認を得るものとする。

2. この規定に違反した加盟チーム、及び登録競技者は、常任理事会の議決によって、処分を行う。
3. 処分は、加盟・登録の取り消し、一定期間の権利の停止、その他とする。ただし、既に納入した加盟料・登録料は返還しない。

(疑義、紛争の解決)

第10条 この規定に定めていない事項、または疑義、紛争が生じた場合は、常任理事会が処理する。

附則

- 1 この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 22 年 4 月 3 日一部改正（第 1 条、第 4 条、第 5 条、補則）
- 3 この規定は、平成 24 年 4 月 7 日一部改正（第 2 条、第 5 条、第 7 条、補則 1・2）
- 4 この規定は、平成 25 年 4 月 6 日全面改正（児童の移籍に関する取扱規定を廃止）